

西予福長発第 741 号
平成 31 年 2 月 26 日

〒《郵便番号》
《住所または送付依頼先》
《氏名》 様

西予市 長寿介護課長
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨により被災した介護保険被保険者への 免除措置延長に伴う「免除認定書」の送付について(お知らせ)

日頃から本市介護保険事業について御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月豪雨により被災された《氏名》様（被保険者番号《被保険者番号》）の「介護保険サービス利用料」については、平成 31 年 2 月 28 日まで免除することとしておりましたが、国からの財政支援延長を受け、平成 31 年 6 月 30 日（平成 31 年 6 月介護サービス利用分の利用料）まで免除措置を延長します。

つきましては、現在、免除認定証をお持ちの方には、有効期限を更新した「免除認定証」を送付します。※改めての申請は、不要です。

なお、現在の免除認定証（有効期限が平成 31 年 2 月 28 日までのもの）は、本庁長寿介護課、各支所生活福祉課又はケアマネジャー（介護支援専門員）にご返却ください。※返却の期限は、設けておりません。

【担当】

西予市役所 長寿介護課 介護保険係
電話番号：0894-62-6406（直通）